

「民間(七会)連合協定 工事請負契約約款の解説(令和2年(2020)4月改正)」(第1刷用)の正誤について

標題の図書の内容につきまして、以下の誤りがございました。

ご購入各位の皆様には、謹んでお詫び申し上げますとともに訂正させていただきます。

該当頁	該当箇所	誤	正
40頁	別紙(責任保険)の「(4)保険内容」の項中	(特定住宅瑕疵担保履行法第2条第5項第2号イ及びロの事項)	(特定住宅瑕疵担保履行法第2条第6項第2号イ及びロの事項)
124頁	約款「第18条 損害防止」の「(5)」項中	(5)本条(3)又は(4)の処置に要した費用の負担については、発注者及び受注者が協議して、請負代金額に含むことが適当でないと認められるものの費用は発注者の負担とする。	(5)本条(3)又は(4)の処置に要した費用の負担については、請負代金額に含むことが適当でないと認められるものの費用は発注者の負担とする。
155頁	上から17行目から20行目の「なお、～」書きの部分	なお、「発注者が引渡しを受けることを拒み」とは、受注者が工事用図書の通りの施工を怠っていたり、違法な一括下請負により工事を行った場合など、受注者の責めに帰すべき事由があるために発注者が引渡しを受けることを拒んでいる場合などが考えられる。	なお、「発注者が引渡しを受けることを拒み」とは、受注者が工事用図書の通りの施工を怠っていたり、違法な一括下請負により工事を行った場合など、受注者の責めに帰すべき事由があるために発注者が引渡しを受けることを拒んでいる場合などで、 <u>真に正当な理由がある場合には、ここでいう受領遅滞とは言えない。しかしながら、単に工事施工内容が気にいらぬとか、契約不適合がないにもかかわらず、又は契約不適合を修補されたにもかかわらず、不当に引渡しを拒んでいる場合は、本項が適用されると解される。</u>
233頁	「Q7)」の上から5行目の部分	契約者の「7.その他」に明記するなどを行って使用	契約書の「7.その他」に明記するなどを行って使用